

授業料免除申請要項

- ※ 授業料免除申請希望者は、本要項を熟読のうえ、期限厳守で手続きをしてください。
- ※ 授業料免除の申請者は学生本人です、学生本人がきちんと理解して申請するようにしてください。
- ※ 公平・公正を期するため、申請に係る各締切日等は厳守してください。やむを得ない事由により締切日に間に合わない場合は、必ず事前に相談してください。
- ※ 申請後、確認・連絡事項がある場合は個別に mail で連絡をしますので、連絡を受けたら必ず対応してください。

佐世保工業高等専門学校
令和4年3月作成

授業料免除種別一覧

種別	対象者	申請要件・概要等	申請時期	申請先
修学支援新制度による授業料等の免除	本科4・5年生 専攻科生	一般的な授業料免除です。通常はこれを申請してください。	4月	日本学生 支援機構
家計急変	本科4・5年生 専攻科生	学資負担者が死亡・失職・風水害被害を受けた場合等に申請できます。	随時	
経過措置による授業料免除(旧制度)	専攻科生2年生	JASSOよりも免除額が多くなる場合があります(JASSOと併願)。	4月 10月	高専機構
災害等の特別な事情による免除	本科4・5年生 専攻科生	学資負担者が死亡・風水害被害を受けた場合に申請できます。	随時	
特別措置による免除	本科1～3年生	次のいずれかの場合に申請できます。 ・学資負担者が死亡・風水害被害を受けた ・就学支援金の支給が36月を超える ・課税証明書が発行されず、修学支援金の加算申請ができない		
	本科4・5年生 専攻科生	学資負担者の失職等により著しい家計急変があった場合に申請できます。		

授業料免除について

授業料免除は、次のとおり実施します。授業料免除を希望する学生は、本要項をよく読み、申請する免除の区分（A～E）・要件等を十分にご確認のうえ、申請してください。

授業料免除制度について

A

修学支援新制度による授業料等の免除

概要

下記の認定要件を満たす学生は、日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）による授業料等減免+給付奨学金を受けることができます。（前期に申請する場合、編入学生・専攻科新入生で入学料免除の申請があった場合は、併せて入学料の免除の対象となります。）

対象学年

本科4・5年生、専攻科生

※ただし、本科4年次以降に留年した者は支援の対象外

認定要件

- a. 国籍・在留資格等に関する要件
日本国籍を有する者、法定特別永住者等
- b. 学業成績等に関する基準（採用時）
 - ・ 4年生（編入生含む）
次のいずれかに該当すること
 - ▶ 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上であること。
 - ▶ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
 - ・ 5年生
次のいずれかに該当すること
 - ▶ 本校における直近の定期試験において、本人の属する学科順位の上位2分の1以上である者
 - ▶ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
 - ・ 専攻科生
次のいずれかに該当すること
 - ▶ 本科4、5学年末試験（専攻科2年生の場合は専攻科1学年末試験も含む）の各順位の全てにおいて、本人の属する学科順位の上位2分の1以上である者
 - ▶ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

c. 家計の経済状況に関する基準

収入基準および資産基準を満たす必要があります

○収入基準

マイナンバーを利用し JASSO が確認します。

下記計算式により算出される額（算定基準）が 51,300 円未満の場合、収入基準を満たします。算定基準に応じて第Ⅰ区分～第Ⅲ区分のいずれかの支援区分に認定されます。

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額
第Ⅰ区分	100 円未満
第Ⅱ区分	100 円以上～25,600 円未満
第Ⅲ区分	25,600 円以上～51,300 円未満

【補足】

収入基準については、日本学生支援機構 HP の「進学資金シミュレーター」でおおよその判定ができますので、申請を希望する場合は、事前に確認をしてください。

《日本学生支援機構・進学資金シミュレーター》

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※上記収入基準については、前期の申請においては一昨年（1月～12月）の収入が、後期の申請においては前年（1月～12月）の収入が審査対象となります。

○資産基準

学生及び生計維持者の資産額の合計が 2,000 万円未満（生計維持者が 1 人のときは 1,250 万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの。投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない。

支援額について

修学支援新制度による支援額（年間）は下表のとおりです。なお、支援区分については毎年度 9 月頃に見直しが行われ、支援額が変更される場合があります。

支援区分	授業料免除	給付奨学金 （自宅通学生）	給付奨学金 （自宅外通学生）
第Ⅰ区分	234,600 円（全額支援）	210,000 円	410,400 円
第Ⅱ区分	156,400 円（2/3 支援）	140,400 円	273,600 円
第Ⅲ区分	78,200 円（1/3 支援）	70,800 円	136,800 円

給付奨学金の申請について

修学支援新制度による授業料の免除は、JASSO の給付奨学金とセットでの支援です。給付奨学金に採用されていない場合、または、予約採用候補者となっていない場合は、授業料減免の申請手続きと別に、日本学生支援機構の給付奨学金の申請手続きを行ってください（修学支援新制度の免除申請書を提出した方に、給付奨学金の申請手続き等を案内します）

家計急変採用について

下記、家計急変事由に該当する場合は、上記収入基準の判定によらず、急変後の収入状況により支援の認定を受けることができる場合があります。急変後の収入による認定を希望する場合は、申請方法が異なりますので、個別に学生課生活支援係までご相談ください。（申請は随時可能ですが、原則、家計急変の事由発生から3ヶ月以内に申請する必要があります。）

【家計急変事由】

- ・生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- ・生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上就労が困難
- ・生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る）
- ・生計維持者が、震災、火災、風水害等に被災し、世帯収入を大きく減少させる事由が発生

高専機構における授業料免除

高専機構における授業料免除は、上記修学支援新制度との併願になります。（高専機構における授業料免除のみの申請はできません。）ただし、修学支援新制度の支援対象とならないことが明らかである場合は、高専機構における授業料免除のみの申請が可能です。

（1）経過措置による授業料免除

対象学年

専攻科生2年生のみ

認定要件

経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者で、以下のいずれかに該当する学生は、家計の経済状況に応じて授業料の全額もしくは半額が免除されます。以下のいずれかに該当する学生

B

① 修学支援新制度の国籍要件、資産基準を満たさない場合等

C

② 修学支援新制度と本年度の免除額に差額が生じる学生

D（2）災害等の特別な事情による免除

対象学年

本科4年生以上

認定要件

次の①又は②に該当する特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる者

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生の前期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

E (3) 特別措置による免除

対象学年

3年生以下（一部4年生以上）

認定要件

次の①～④に該当する事情があり、かつ経済的に授業料の納付が困難であると認められる者

- ① 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、授業料の全額が支援されない者で、授業料の各期の納期期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない3年生以下の者であり、かつ学業優秀と認められる者
- ③ 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生以外の者で、授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ④ 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由で就学支援金の加算申請ができない者で、かつ学業優秀と認められる者

備考

選考結果の連絡

選考結果は、学生又は保護者へ通知します

その他

- ・申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

申請手続きについて

申請様式は、本校公式 HP（在学生の皆様へ ⇒ 授業料免除制度）に掲載していますので、必要な書類を各自ダウンロードしてください。（窓口でも配布しますので、必要な方は申し出てください。）

1. 申請書（希望者は全員提出） ※該当する免除区分のものを作成し、提出してください。

免除区分	様式
A（修学支援新制度による授業料等の免除） C（高専機構における授業料免除-経過措置②）	（A 様式 1）大学等における～申請書 ※既に支援対象者の認定を受けている学生については、継続の申請書（A 様式 2）をご提出ください。
B（高専機構における授業料免除-経過措置①） D（高専機構における授業料免除-災害等）	（様式 1-1）授業料免除申請書 ※区分 A と併願の場合は A 様式のみ提出ください。
E（高専機構における授業料免除-特別措置）	（様式 1-2）授業料免除申請書（特別措置）

2. 申請書以外の提出書類（免除区分 B・C・D・E）

高専機構における授業料免除の申請者は、以下表を確認のうえ、提出書類をすべて完備して、下記提出期間中に提出してください。

※免除区分 A（修学支援新制度による授業料等の免除）のみの申請者は提出不要です。

項目	提出書類	備 考
全員提出	（様式 2-1）家族状況等申告書	
	（様式 2-2）家庭調書	
	住民票 ※コピー不可	家庭調書に記載した世帯全員分（3ヶ月以内に取得したもの）
	所得証明書（令和3年度分）	家庭調書に記載した世帯全員分 ※未就学児や専業主婦等収入の無い者も含む（所得がなく、所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書）
該当者のみ	（様式 3～9）	

3. 提出期間 ※期限厳守

別紙参照：本科 4・5 年生、専攻科 1 年生はこちら
専攻科 2 年生はこちら